

7. 生徒心得

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）

第一章 生徒指導の基礎

1.1 生徒指導の意義 1.1.1 生徒指導の定義と目的より抜粋

服装・容姿に関すること

身なりの基本的な考え方には、日頃から社会に受け入れられる姿を意識すること。

※制服はA又はBより選択する（令和3年度より実施）

（1）制服A：本校指定の制服を着用する。（下絵左側）

- ① 夏服期間は原則5月～11月（気温によって変更）とし、2週間程度の調整期間を設ける。
- ② 夏服は白色の半袖シャツ（本校指定）に紺色のズボン（本校指定）を着用する。
- ③ 冬服は白色の長袖シャツ（本校指定）にブレザー・紺色のズボン（本校指定）を着用する。
- ④ ネクタイの着用は、自由とするが儀式的行事の際は、ネクタイを着用する。
- ⑤ ベルト：装飾がないものとする。

（2）制服B：本校指定の制服を着用する。（下絵右側）

- ① 夏期間は原則5月～11月（気温によって変更）とし、2週間程度の調整期間を設ける。
- ② 夏服はセーラー服（本校指定）にチェックのスカート（本校指定）を着用する。
- ③ 冬服は白色の長袖シャツ・ブレザー・リボン（無地）・チェックのスカート（全て本校指定）を着用する。
- ④ 第1ボタンを占め、リボンの着用は自由とするが、儀式的行事の際は、リボンを着用する。

※スカート丈は、ヒザを覆う程度とする。（ウエストを折り返したり、短く切ったりしない。）

〈共通確認〉

夏服：① クーラーや寒さの調整で、トレパン・ジャージの上着を着るのは、個人の判断とする。しかし、制服・ジャージの着こなし方をしっかりする事。

冬服：① 暑さ・寒さの調節でブレザーの脱ぎ着は、個人の判断とする。しかし制服（冬服）の着こなし方をしっかりすること。

② 登下校のブレザーの着用は、個人の判断とする。学校に置いて帰ることは、認めない。持ち帰りをしっかりすること。

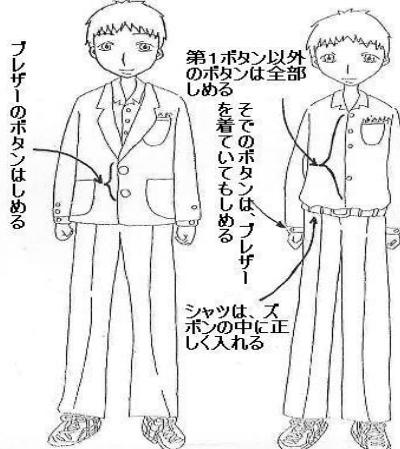
[夏服 A、B]



A

B

[冬服 A、B]



A

B

(3) 頭髪：授業・学習に支障のない、清潔感のある髪型を基本とする。また、日頃から社会に受け入れられる髪型（令和4年度より実施）

①パーマ（ストレートパーマ・縮毛矯正は含まない）・染髪・脱色・変形髪型（後ろ髪だけ伸ばす髪型等）。そり込みや整髪料は認めない。サイドの刈り上げは、目安として3mm以上とする。

② 髪は肩にかかるない程度が望ましい。長い場合は、授業や活動などに支障がないか自分で判断し、ゴム、髪とめ（色の指定は無い）等でまとめること。（安全面から、教師との確認すること）

※ストレートパーマ・縮毛矯正をあてた後、申告制であてた後の1週間は髪を束ね・結ぶことを免除する

※ツーブロックは認めるが、ツーブロックでの髪の束ねは認めない。

③ 前髪は目を覆わない程度が望ましい。（学習に支障が無いようにする）

(4) 眉：整える程度とする。

(5) 靴：運動靴(ランニングシューズ)を着用する。運動に適したひも靴。

指定店の自由購入靴の学年カラー（1年：赤 2年：青 3年：緑）

(6) 靴下：①色は、自由。②運動に適した靴下を履く。

※冬時期、防寒対策のためタイツ・ヒートテックの着用は、認める。
(色は、黒・紺とする)

(7) 肌着：白・ベージュ・グレー・黒・紺の肌着かTシャツが望ましい。

冬時期、防寒対策のためヒートテックや長袖の肌着・Tシャツを認める。

(8) その他

①ピアス・アクセサリー類・色付きめがね（サングラス）・化粧・カラーコンタクト等は認めない。

(9) トレパン：本校指定のトレパンを購入する。（ネーム色 1年：赤 2年：青 3年：緑）

トレパン登校→トレパンもしくは、体育着で登校。体温調節は、個人で判断する。（着脱等）

冬時期の体育着(上下)の中から、長袖を着ることを認める。

(10) 体 育 着：本校指定の体育着を購入する。（1年：赤 2年：青 3年：緑）

記念Tシャツは、準体育着とする。

(11) 内 履 き：本校指定の体育館シューズを購入する。（1年：赤 2年：青 3年：緑）

(12) 持ち物・その他について

【かばん】スポーツバッグ・ショルダーバッグ・リュック・手提げかばん 等

※ふくろ類及びビニール袋をかばんの代用にしない！

【貴重品について】

① お金やその他の貴重品は学校に持てこない。

※お金や貴重品を持ってくる必要があれば、登校してすぐに学級担任に預ける。

【その他、持ち物に関する注意】

①学用品や制服・体育着・トレパン・かばん等には、必ず記名する。

②制服の着こなしは、本校が認めるその制服にあった着こなしをする。

※制服に流行の着こなしを持ち込まないようにする。（例：短いスカート・腰パン・シャツ出し等）

③ 学用品・靴・制服・体育着等に落書きをしたり、変形させたりしない。

【その他の持ち物の校内持ち込みについて】

①校内持ち込みを認める判断は『学校生活に必要か、必要でないか』を基準とする。

例：音楽プレーヤー・ゲーム機・カメラ・トランプ等

②個人の携帯電話・スマートフォン・タブレットの校内持ち込み・校内使用は認めない。

※携帯電話等を校内に持ち込んだ場合は担任が預かり、保護者に返却する。

部活動中も同様とする。（必要の時は、顧問と相談する）

③個人の携帯電話・スマートフォン・タブレットを校内に持ち込む場合は、持ち込み許可申請を行う。

④近年の学校内の事件・事故の関係から、刃物類（カッター・はさみを含む）の持ち込みを認めない。授業等で使うときは、教科担任で準備をする。

【学用品以外で学校に持ってきてても良いもの】

①水筒（ペットボトル可） → 水・お茶類・スポーツドリンク（ジュース類は認めない）

②汗ふきシート制汗剤 → 制汗剤は、無香料に限る。また、スプレー式は認めない

③冬時期、カイロ・膝掛けの使用は認める。

※ただし、使用マナーが悪い場合は、持ち込みは認めない。